

船舶事故調査報告書

令和7年3月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（係船ブイ）
発生日時	令和6年5月2日 22時32分ごろ
発生場所	広島県呉市呉港 小麗女島灯台から真方位117° 1,560m付近 （概位 北緯34° 14.0′ 東経132° 32.0′）
事故の概要	プレジャーボート ^{ライジン} RIZIN18は、西北西進中、係船ブイに衝突した。
事故調査の経過	令和6年8月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート RIZIN18、2.6トン HS3-44077（漁船登録番号）、個人所有 第290-37393号、（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部船底外板に破口 係船ブイ 手すりに凹損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せ、呉市吉浦湾内の釣り場へ移動する目的で、法定灯火を表示し、海上自衛隊呉造修補給所工作部沖を出発した。 本船は、レーダー設備がなく、GPSプロッターを作動させ、船長が、操縦席に腰を掛け、約16ノットの対地速力で、手動操舵により西北西進した。 船長は、ブイが傾いて灯りが視認できない状況に気付いていない状況下、過去の自船のGPSプロッターの航跡を目安に航行すれば無難に航行できるものと思い航行中、小麗女島灯台から真方位117° 1,560m付近に設置された係船ブイ（以下「本件ブイ」という。）に衝突した。（写真1参照） 写真1 係船ブイ 本件ブイには、黄色の灯色の点滅灯（以下「本件灯火」という。）が設置されていたが、船長は視認することができなかった。

	本事故時、本件ブイは本船の進行方向と同方向に傾き、本船からは視認できない状況であったことが判明した。 船長は、小麗女島沖から本事故前に釣りを行っていた場所までの往路で記録されたGPSプロッターの航跡を目安に航行していたが、航跡上を正確に航行してはいなかった。 本件ブイは、海図W1109に表記され、本船のGPSプロッターにも表示されていた。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)
分析	本船は、西北西進中、船長が、過去の本船のGPSプロッターの航跡を目安にすれば安全に操船できるものと思い、本船の進路付近にあった本件ブイの位置を正確に確認しなかったことから、本件ブイに衝突したものと考えられる。 船長は、往路で記録されたGPSプロッターの航跡を目安に航行していたが、厳密に航跡上を航行していたわけではなく、航跡から少しずれて航行していたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、西北西進中、船長が、過去の本船のGPSプロッターの航跡を目安にすれば安全に操船できるものと思い、本船の進路付近にあった本件ブイの位置を正確に確認しなかったため、本件ブイに衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・レーダーを搭載していない小型船舶の船長は、夜間、係船ブイが存在する水域を航行する際は、GPSプロッター等で同ブイ等の位置を確認した上、係船ブイから安全な距離を取って航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

